

災害時における応急対策に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と文化シャッター株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

この協定は、甲と乙の東関東支店との間に適用する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要に応じて本件業務の従事者の安全確保等に関して甲と協議の上、要請事項に応じて速やかに可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置結果を応急対策報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り乙の営業時間外においてもこれに応じるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第4条 本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡担当者確認書（第3号様式）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した本件業務に要した費用は、次のとおりとする。

（1） 緊急点検における費用については、無償とする。

(2) 緊急修理における費用については甲が負担するものとし、当該費用の額については災害発生直前における適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第6条 第2条第1項の規定に基づき、本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、本契約は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月14日